

平 3 1 福 監 第 4 4 号

平成 3 1 年 4 月 3 日

各社会福祉法人代表者 様

秋田市福祉保健部 監査指導室長
(公印省略)

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（お知らせ）

日頃から社会福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省から通知が発せられましたので情報提供をいたします。改正内容は、「社会福祉法人が基本財産を担保に供する際の、所轄庁の承認を必要としない場合に、社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う民間金融機関」が追加されました（事前に当該施設を所管する自治体部局による意見書を所轄庁に届け出た場合）。これにともない、「定款例第 29 条」が別添のとおり改正されましたが、「任意的記載事項」ですので、各法人においては必ずしも定款変更を行う必要はありませんが、借入れを予定している法人にあっては、適宜、定款の変更を行うなど法人内で検討してください。

なお、詳細につきましては、添付した【通知】および【事務連絡】をご一読願います。

担 当 秋田市福祉保健部 監査指導室